

グループホームプレミア草加南
重 要 事 項 説 明 書
(令和6年6月1日現在)

1. 設 置 者

法人の名称	社会福祉法人 白寿会
代 表 者 名	理事長 川名 美枝子
所 在 地	東京都足立区扇1丁目3番5号
電 話 番 号	03-3890-3333

2. 施設の概要

施設の名称	グループホームプレミア草加南
事業の種類	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護保険指定番号	1191800224
利用定員	18名
施設の所在地	埼玉県草加市柳島町890-4
電話番号	048-934-5233
FAX 番号	048-934-5234
管理者名	梅森 美重子

3. ご利用施設で合わせて実施する事業

事業所種類	介護保険指定番号	利用定員
地域密着型介護老人福祉施設 プレミア草加南	1191800208	29名
短期入所生活介護 プレミア草加南	1171802323	10名
プレミア草加南 居宅介護支援事業所	1171802190	

4. 事業の目的

認知症対応型共同生活介護は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

5. 運営の方針

- (1) 入居者一人ひとりの意志、人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画書を作成する事により、入居者が必要とする適切なサービスを提供いたします。
- (2) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、高齢者福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携をとるよう努めます。

6. 居室及び設備の概要

居室及び設備	数
ユニット（食堂兼リビング）	2
個 室	1 8
浴 室	2
洗濯室	2

7. 職員の人数

職 種	常勤	非常勤	主な業務
管理者	1		施設の運営全体・管理全般に関する事。 入居者・家族の相談、苦情に関する事。
計画作成担当者	2		介護計画の作成、家族の相談、苦情に関する事。入居者の日常生活の支援全般
介護職員	11 (2)	3	入居者の日常生活支援全般

() 内は計画作成者及び管理者兼務

8. 職員の勤務体制

職 種	勤務形態
管理者	8 : 45 ~ 17 : 45
計画作成担当者 介護職員	早勤 : 7 : 00 ~ 16 : 00 日勤 : 10 : 00 ~ 19 : 00 遅勤 : 12 : 30 ~ 21 : 30 夜勤 : 21 : 30 ~ 7 : 30

9. 利用料金

(1) 介護保険自己負担分

介護保険負担割合証の負担割合に応じて負担分が異なります。

種 別	要介護度	1日あたりの単位	一ヶ月あたりの自己負担分		
			1割負担	2割負担	3割負担
認知症対応型 共同生活介護費	要支援2	749単位	23,482円	46,963円	70,444円
	要介護度1	753単位	23,607円	47,214円	70,820円
	要介護度2	788単位	24,704円	49,408円	74,112円
	要介護度3	812単位	25,457円	50,913円	76,369円
	要介護度4	828単位	25,958円	51,916円	77,874円
	要介護度5	845単位	26,491円	52,982円	79,473円

※上記自己負担分は地域区分別1単価として10.45(地域5級地)を乗じて計算をしています。

(2) 以下の加算は当ホームが取得基準を満たした際に(1)の自己負担分に加わる場合があります。

加 算 種 別		1日あたりの単位	30日あたりの自己負担分		
			1割負担	2割負担	3割負担
夜間支援体制加算	Ⅱ	25単位	784円	1,568円	2,352円
医療連携体制加算	I	37単位	1,160円	2,320円	3,480円
認知症専門ケア加算	I	3単位	95円	189円	283円
	Ⅱ	4単位	126円	251円	377円
サービス提供体制加算	I	22単位	690円	1,380円	2,070円
	Ⅱ	18単位	565円	1,129円	1,693円
	Ⅲ	6単位	189円	377円	565円
協力医療機関連携加算	I	40単位/月	42円	84円	126円
退去時情報提供加算		250単位	262円	523円	784円
介護職員等处遇改善加算	I	一月の合計単位×18.6%			

※計算上金額に誤差が生じる事があります。

※医療連携体制加算及び協力医療機関連携加算について要支援2は非該当です。

(3) 以下の加算は該当するご入居者様にかかる加算及び対象のサービス利用時にかかります。

加 算 種 別	1日の単位	自己負担分		
		1割負担	2割負担	3割負担
初期加算 ※入居後30日が限度	30単位	941円	1,881円	2,822円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	3,762円	7,524円	11,286円

看取り介護加算（死去前 30 日以上 45 日以下）	72 単位	1,129 円	2,258 円	3,386 円
看取り介護加算（死去前 4 日以上 30 日以下）	144 単位	3,913 円	7,825 円	11,738 円
看取り介護加算（死去する前日・前々日）	680 単位	1,422 円	2,843 円	4,264 円
看取り介護加算（死去した日）	1280 単位	1,338 円	2,676 円	4,013 円
退去時相談援助加算（1 回のみ）	400 単位	418 円/回	836 円/回	1,254 円/回
認知症対応型入院時費用（1 月につき 6 日限度）	246 単位	1,543 円	3,085 円	4,628 円

（４）介護保険以外の利用料金は以下の通りとなります。

項 目	30 日あたりの料金
家 賃	60,000 円
食材料費	45,000 円
共 益 費	16,000 円
水道光熱費	12,000 円

家 賃：在籍中の外泊や入院等による不在の場合における減額はいたしません。

食材料費：食材料費に関する一切の経費（食材、調味料、非常食など）
1 日 1 食でも召し上がった場合は 1 日分の食費を徴収させていただきます。

共益費：設備修繕費用 清掃委託費、施設で実施する行事費
車両のガソリン代及びメンテナンス等にかかる諸経費、
新聞・雑誌購読料、食器、洗剤、カーテンメンテナンス、
トイレトペーパー、ペーパータオルなど共同の益に供する
すべての物品にかかる費用。

水道光熱費：電気、ガス、水道は総額の一人にかかる費用を算出しています。

途中入退所の場合は日割り計算とし、入院・外泊時の食材料費・共益費・
水道光熱費の徴収はいたしません。

（５）入居者の実費負担となるものは以下の通りです。

おむつ代 医療費 寝具類 理美容代 衣類 履物 雑貨 化粧品
歯ブラシ 歯磨き粉 プラカップ BOXティッシュ、行政への
手続き代行にかかる交通費 郵送費用 日用品や居室内で個人が
使用する物 個人を対象としたレクリエーション費用 行事費
個人購読の新聞、雑誌 個人的に必要な介護用品 その他個人の為に
供する物品

(6) 実費負担分の主な料金表は以下の通りです。

項 目	単位	料金	項 目	料金／枚
オムツS (テープ付)	1袋 (34枚)	1,750円 1枚約51.5円	布団 (夏・冬交換)	330円／月 1日あたり11円
オムツM (テープ付)	1袋 (30枚)	1,750円 1枚約58.3円	ベッドパット (年1回交換)	330円／月 1日あたり11円
パット (パワフル)	1袋 (30枚)	605円 1枚約20.2円	枕 (年1回交換)	180円／月 1日あたり6円
パット (ワイドロング)	1袋 (42枚)	865円 1枚約20.6円	ボックスシーツ (週1回交換)	480円／月 1日あたり16円
パット (ビック)	1袋 (30枚)	860円 1枚約28.7円	防水シーツ (週1回交換)	660円／月 1日あたり22円
はくパンツM	1袋 (20枚)	835円 1枚約41.8円	包布 (週1回交換)	480円／月 1日あたり16円
はくパンツL	1袋 (18枚)	835円 1枚約46.4円	枕カバー (週1回交換)	480円／月 1日あたり16円
BOXティッシュ			リネンセット (一式)	2,940円／月 1日あたり98円
歯ブラシ		なくなり次第 別途実費にて 購入させてい たきます。	※上記の金額は30日換算です。 ※別途消費税がかかります。 ※オムツは一袋単位で購入となります。	
歯磨き粉				
その他日常生活品				

※価格につきましては変更が生じる場合がございます。

クリーニング料金

項 目	料 金	頻 度
布団	3,000円／回	ご持参された場合、衛生保持のため、月1回のクリーニングを実施させていただきます。 別途消費税がかかります。
マクラ	500円／回	
ベッドパット	500円／回	

その他実費負担分

項 目	
医療費	理美容代

10. 利用料の等のお支払について

事業者は当月の利用料金の合計請求書に明細を付して、翌月10日以降に入居者に通知します。また、当月の利用料金につきましては指定される口座から翌月の27日に振替させていただきます。万が一口座振替ができなかった場合は請求書に記載の指定口座にお振込ください。

11. 協力医療機関について

入居者への医療提供体制を確保し、配置医師との協力を得て病状の急変や緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。年1回以上、急変時における対応を確認し自治体に届け出を行います。

医療機関の名称 みなみ草加クリニック
所在地 埼玉県草加市新里町107-1
電話番号 048-924-0600
科 目 内科 歯科

医療機関の名称 武南病院
所在地 埼玉県川口市東本郷2026番地
電話番号 048-284-2811
科 目 内科 外科

医療機関の名称 等潤病院
所在地 東京都足立区一ツ家4-3-4
電話番号 03-3850-8711
科 目 内科 外科 整形外科 脳神経外科 泌尿器科
皮膚科 消化器内科・外科 循環器内科 呼吸器科
神経内科 肛門外科

12. 医療行為及び健康管理について

① みなみ草加クリニックによる訪問診療を実施いたします。そのため、入居前と違う投薬内容等になるなど、診療方法が異なる場合があります。入居前から利用されている医療機関を引き続きご利用になる場合は、面談時にご相談ください。

② 訪問診療を月2回（第2・4金曜日）実施し、入居者の健康管理をいたします。また、年1回の健康診断とその他の検査については訪問医師の指示により随時行い、必要に応じて体重測定もホーム内で実施いたします。

③ ご入居者様の状態に変化があれば昼夜問わずご家族の方にお知らせ

いたします。医療機関等への入院が望ましいと思われる場合にはご入居者様及びご家族様の意志を尊重した上で医療機関へ入院していただきます。入院・受診の際には原則ご家族様対応となります。

- ④ 原則、ホーム内での医療行為は行えません。退院後も継続して医療行為が必要になった場合は、ホームでの安全な生活が提供できるか慎重に協議させていただき、その結果によっては退去となる場合がございます。

1 3. 退去の手続き

事業者は、契約が終了し、入居者が退去する際には、入居者及びその家族の希望、入居者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退去の為に必要な支援を行います。

また、死亡退去の場合、ご遺体は原則として代理人の方に引き取っていただきます。

1 4. 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し、契約書に署名捺印をお願いいたします。退去後、当ホームに残された入居者の所持品を入居者が引き取れない場合には代理人に連絡の上、所持品を引き取っていただきます。また、居室内の原状回復にかかる費用を入居者が請け負えない場合につきましても代理人が責任をもって対応をお願いいたします。

1 5. 苦情の受付について

①当ホームにおける苦情の受付、第三者委員

当ホームにおける苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者）：計画作成担当者（ ）
受付時間 9：00～17：30
電話番号 048-934-5233
- ・ 第三者委員：関島和子（地域推進会議員）、古庄佐知子（民生委員）

②行政機関等

- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 相談窓口
電話番号 048-824-2568
- ・ 草加市役所 健康推進部 地域介護課
電話番号 048-922-0151
- ・ 埼玉県権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）
電話番号 048-822-1204

1 6. 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合には以下の点に留意して対応させていただきます。

- ① 事故が発生した場合、あらかじめお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて行政等への関係機関にも連絡します。
- ② 事故を調査した結果に基づいて、代理人等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明いたします。
- ③ 事故後の対応は、入居者本人や代理人等へ誠意ある態度で対応させていただきます。
- ④ 事業所の責に帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに入居者に対して損害を賠償いたします。ただし、入居者に故意または重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害額を減額されることがあります。

1 7. 身体拘束について

- ① 施設サービス提供にあたり、入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者またはその代理人に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- ③ 管理者を長とする身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

1 8. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、指針を整備し適切に実施するための担当者を設置します。また、虐待を防止するための研修及び委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底を図ります。

1 9. 感染症について

事業所において、感染症又は食中毒が発生し蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための委員会を定期的に開催し、担当者を配置し研修や訓練の実施を行います。
- ② 職員の健康状態及び備品等について、衛生管理に努めます。

③感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

20. 業務継続の取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスの提供を継続的に実施するため、事業継続に向けた計画書を策定し、研修及び訓練を定期的に行います。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. 生産性の向上に資する取り組みについて

事業所は、介護現場における生産性の向上を促進するため、課題を抽出及び分析し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を検討するための委員会を定期的開催します。

22. 掲示について

事業所運営規定の概要・重要事項等については、書面掲示に加えウェブサイト公表掲載を行います。

23. 当ホームご利用の際に留意いただく事項

(1) 面会について

面会については次のことをご了承ください。

- ① 面会の際は面会簿にお名前とご住所等ご記入ください
- ② 面会時間はできまして午前9時から午後7時までお願いいたします。
- ③ 入居者の中には飲み込みの悪い方、食物の量のコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方もおられますので以下のことについては特に注意してください。

- ・食物を持参した場合は必ず当該ユニットの職員にお知らせください。

- ・食物の手土産は少量にてお願いいたします。

- ・生物の手土産は避けてください。

- ・他の入居者に対して差し入れ等のご遠慮ください。

- ④ ご家族の方々の職員に対する心遣いは固くご辞退いたします。

- ⑤ 面会に来られた際、ホーム内での感染予防のため、1階事務所前方にある洗面所にて手洗いのご協力をお願いいたします。

- ⑥ ホーム内において感染症（インフルエンザ・ノロウイルス・O-157 等）が流行した場合は一時的に面会等を制限させていただきます。

（２）外出・外泊

ご家族が外出・外泊を希望される場合は、ご本人の体調が良ければ必要な時に自由にしていただいて結構です。なお、事前に所定の外出・外泊届に必要事項を記入の上、提出ください。

また、自宅までの送迎などについてはご家族様対応となります。

（３）居室・設備・器具の利用

ホーム内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがいご利用下さい。不適切なご利用により、被害等が生じた場合賠償していただく事がございます。

- （４）ホーム内は全て禁煙です。喫煙される方は所定の喫煙場所をお願いします。飲酒は、ご希望により医師・ご家族の方との相談により提供させていただきます。

（５）宗教活動・政治活動・迷惑行動等

ホーム内の他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入居者の居室等には無断で立ち入らないでください。ホーム内でのペットの持ち込み、飼育はお断りいたします。